

## 七尾市住まいの再建支援金交付事業 よくある質問

### 【対象世帯・対象住宅について】

No.	質問	回答
1	どのような世帯が対象ですか。	令和6年能登半島地震で被災した住宅が対象です。災証明書における被害区分が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」と判定された世帯で七尾市内に住宅を再建（新築・購入・修繕）する世帯が対象となります。
2	新築・購入に関する支援を受ける場合、被災家屋を解体しないければ対象外となりますか。	原則として、公費解体または自費解体していることが必要です。
3	修繕費用が200万円ですが、対象になりますか。	対象外です。 新築・購入の場合は500万円以上の再建費用、修繕の場合は300万円以上の再建費用が対象となります。 なお、支援対象費用には住宅の建設・修繕に要した金額を含みますが、土地の取得費用や店舗部分の建設・修繕費用は含まれません。
4	修繕の対象となる工事はどのようなものですか。	住宅本体の構造体や住宅設備に係るもの（基礎、壁、屋根、柱、床、天井、給排水設備、キッチン、風呂、トイレなど）が修繕されている工事が対象になります。カーポート、塀など、住宅本体以外の工事は対象となりません。
5	「準半壊」や「一部損壊」と判定された世帯は対象になりますか。	対象外です。 これらの世帯については「応急修理制度」または「七尾市住宅復旧支援事業補助金」の利用をご検討ください。
6	賃貸物件は対象ですか。	賃貸物件は対象外です。
7	「子育て世帯」とはどのような世帯ですか。	災害時または申請日において、高校生相当以下の子どもを扶養している世帯が該当します。 ただし、中学校卒業後に就業している場合は対象外となる場合があります。
8	他市町の者が七尾市内で住宅を新築・購入する場合は対象ですか。	対象外です。
9	増築は対象となりますか。	対象外です。
10	住民票を移動していないが七尾市内で居住していた世帯が再建を行う場合、支援対象となりますか。	日常的に生活の本拠として使用していたことが確認できる場合は、対象となります。 確認方法としては、以下のいずれかの書類を提出してください。 ◎町会長又は民生委員の居住証明書 ◎発災日を含んだ前3カ月分（令和5年11月～令和6年1月）の電気、ガス等公共料金の資料証明書
11	発災時には1つの世帯でしたが、世帯分離して2か所で再建する場合、それぞれ対象となりますか。	対象です。 発災時点で同一世帯であっても、それぞれが個別に住宅を再建する場合には、それぞれが支援対象となります。
12	発災時に2世帯で同じ住宅に住んでいた場合、個別に申請できますか。	それぞれが個別に住宅を再建する場合は、個別に申請することができます。 また、同一住宅に共有物件として再建される場合も対象

		となる場合があります。
13	地震後に世帯主が死亡した場合、配偶者や親族が申請しても対象になりますか。	世帯主の死亡に限らず、り災証明書に記載されている世帯員であれば、支援対象となります。
14	親族から住宅を購入した場合、対象になりますか。	2 親等以内の親族からの購入は、取引の公平性が確保できないため、対象外となります。 個人から住宅を購入した場合は、申請者と売主それぞれの戸籍謄本の提出が必要です。
15	被災者が居住用として空き家や倉庫等を修繕する場合も対象になりますか。	対象です。 自宅が半壊以上の被害を受けた被災者が、七尾市内に自信が所有する空き家や倉庫等を修繕し、恒久的な住まいとして使用する場合は対象となります。

#### 【各種申請・支払いについて】

No.	質問	回答
1	申請は、再建に際してどのようなタイミングで行えばよろしいですか。	新築・購入または修繕の工事がすべて完了した後に、必要書類一式をご準備のうえ、交付申請兼実績報告書を提出してください。
2	新築・購入または修繕の完了期限はありますか。	申請は、新築・購入、または修繕の工事がすべて完了した後に行なっていただく必要があります。そのため、令和 10 年 3 月 31 日の申請期限までに、領収書や登記事項証明書などの必要書類をご準備していただくことになります。
3	新築・購入または修繕に係る費用の確認方法について教えてください。	原則として工事請負契約書（請書）による確認が必要ですが、契約書がない場合には、「見積書と領収書」または「請求書と領収書」など、支払い実績を確認できる書類の提出をお願いします。なお、個別の事情に応じて相談にも応じます。
4	修繕を行ったが、着手前の写真がありません。どうすればよろしいですか。	写真の提出は原則必要ですが、やむを得ない事情がある場合には、「修理前の状況」および「修理の内容」を記載した申立書と、図面の提出をお願いします。
5	新築、購入または修繕がすでに完了していますが、申請は可能ですか。	可能です。 令和 6 年能登半島地震で被害を受けた方で、すでに住まいを再建された方や現在再建中の方も、支援金の対象となります。
6	中古住宅を安価で購入しましたが、修繕費用が高額になりました。新築・購入区分よりも修繕区分の方が支援額が大きいため、修繕区分で申請できますか。	修繕区分の対象となる住宅は、令和 6 年能登半島地震の発生時に申請者ご自身が居住していた被災住宅に限られます。 したがって、今回のように被災後に中古住宅を購入し、修繕した場合は、「新築・購入区分」での申請となります。
7	購入の場合、土地代は対象外ですが、契約書には土地と建物の合計金額しか記載されていません。建物部分の価格はどのように証明すればよいですか。	建物のみの金額が不明な場合は、建物と土地の固定資産税評価証明書を確認し、それぞれの評価額の割合を使って、建物部分の金額を計算してください。 その場合は、固定資産税評価証明書の提出もお願いします。
8	支援金の支払先は、申請者以外の名義でも可能ですか。	支援金は、申請者（交付決定者）に交付されるものです。 したがって、振込先口座の名義人は申請者と同一である必要があります。

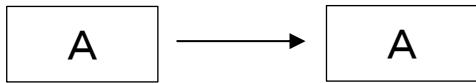
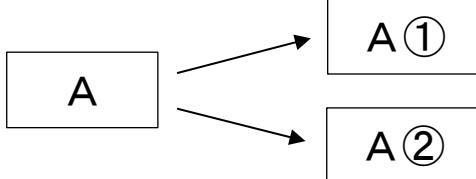
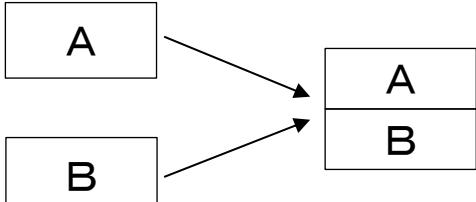
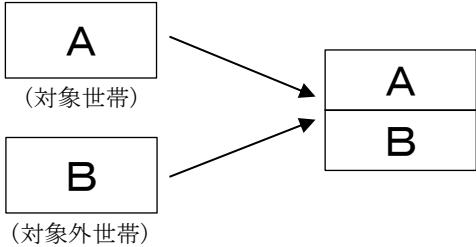
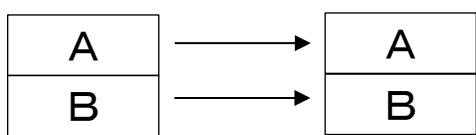
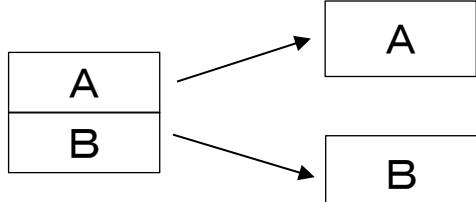
9	修繕で複数の工事をしたが、合算して申請はできますか。	複数の工事をまとめての申請は可能です。この場合、工事ごとの金額を合算して申請してください。
10	修繕で交付申請をし、既に支援金が振り込まれましたが、追加で修繕工事を行った。再度申請してもよいですか。	最初の申請において、支援額の上限に満たない場合は、再度申請することは可能です。この場合、最初に届いた交付決定通知書兼確定通知書を持参してください。
11	再建に係る費用とは。	消費税を含んだ合計金額となります。
12	施工が完了しましたが、支援金はいつ受け取れますか。	申請書の提出後に、支援金額を確定します。その後、請求書をご提出いただき、支援金を支払います。
13	市税に未納がない証明書とは何ですか。	発行は税務課窓口（お問い合わせ先：0767-53-8412）で行っております。また、本申請で取得する場合、窓口で災証明書を提示すると、発行手数料が免除となります。
14	子どもの年齢が確認できる書類の写とは何ですか。	住民票、マイナンバーカード、保険証などです。書類に子どもの年齢が記載されているものであれば提出していただけます。

### 【その他】

No.	質問	回答
1	施工業者に指定はありますか。	指定業者はありません。また、業者の所在地についても制限はありません。
2	支援金の交付額に端数が出た場合はどうなりますか。	支援金の交付額に千円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた金額が交付額となります。
3	エアコンの購入・設置費用を修繕として申請できますか。	エアコンなどの家電製品の購入費用や設置費用は、支援対象外です。
4	DIYによる材料費を施工費用として申請できますか。	本制度は、被災住宅の再建を支援することを目的としており、新築や大規模な修繕が対象です。そのため、DIY（ご自身による修繕）の材料費等は支援対象外となります。

### 【対象世帯・按分について】

No.	質問	回答
1	店舗等との併用住宅ですが、対象になりますか。	契約書や見積書などにおいて住宅部分と店舗部分の費用が区分されている場合、住宅部分の費用のみが対象となります。金額が区分されていない場合は、面積の割合で按分しますので、図面の提出が必要です。
2	被災者以外（準半壊・一部損壊の世帯や市外在住者など）と共同で新築・購入または修繕を行う場合、対象になりますか。	支援対象となります。再建費用は按分して支援金額を計算します。按分方法は原則として登記事項証明書上の持分割合に基づきますが、不明な場合は契約書等に記載された名義人数により按分します。
3	修繕とあわせて耐震改修工事を行うことは可能ですか。	可能です。ただし、修繕費用の算定にあたっては、「七尾市被災建築物耐震対策補助金」や「七尾市木造住宅耐震改修工事費補助金」の交付額を控除した後の金額が支援金の対象となります。

<p>発災時の世帯状況と再建時の世帯状況における申請について、どのように考えればよいですか。</p> <p>※1つの再建先に複数世帯がそれぞれに申請する場合は、契約書や登記事項証明書にそれぞれの世帯の者が記載されていることが条件となります。</p>	<p>①単一世帯が1つの住宅を再建【1世帯分を申請】</p>  <p>②単一世帯が2つの住宅を再建【2世帯分を申請】</p>  <p>③2世帯が1つの住宅を再建【2世帯分を申請】</p>  <p>④対象世帯と対象外世帯が1つの住宅を再建 【按分して、対象世帯が1世帯分を申請】</p>  <p>⑤分離世帯が1つの住宅を再建【2世帯分を申請】</p>  <p>⑥分離世帯が2つの住宅を再建【2世帯分を申請】</p> 
--	---